

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	参議院の資源エネルギー関係調査会の軌跡 －政策提言の主な内容とその背景を中心に－
著者 / 所属	山下 慶洋 / 第三特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	483 号
刊行日	2026-4-30
頁	109-124
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260430.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

参議院の資源エネルギー関係調査会の軌跡

— 政策提言の主な内容とその背景を中心に —

山下 慶洋

(第三特別調査室)

1. はじめに
2. 調査会とは
3. 資源エネルギー関係調査会のこれまでの主な経過
4. 原子力規制当局に対する監視
5. おわりに

1. はじめに¹

令和7年10月21日の参議院本会議²において、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会（木戸口英司会長（立憲））が設置された。

本稿では、参議院の調査会が、昭和61年7月の発足以来、本年7月に40年を迎えることから、現在まで設置されてきた資源エネルギー関係調査会³に焦点を当て、その軌跡について、当時の資源エネルギーをめぐる情勢、調査会の活動内容を整理した上で、政府等に対して要請した政策提言の主な内容とその背景を中心に述べることにしたい。

2. 調査会⁴とは

¹ 本稿では、令和8年4月1日時点の情報を基にしている（URLの最終アクセスの日付はいずれも同日。また、本稿中の参議院議員の肩書、会派はいずれも当時のもの。）。

² 同日の参議院本会議では、他に、国際問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、国際問題に関する調査会（鈴木宗男会長（自民））が、また、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、国民生活・経済に関する調査会（野上浩太郎会長（自民））が、それぞれ設置された。

³ 詳細は後述「3. 資源エネルギー関係調査会のこれまでの主な経過」の図表を参照。

⁴ 調査会の運営は、国会法、参議院規則、「調査会の設置及び運営基準」（昭和61年5月22日参議院議院運営委員会決定）等に基づいている。調査会の運営の詳細及び主な成果については、参議院ウェブサイト<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/about.html#C05>>を参照。

調査会とは、参議院に解散がなく、議員の任期が6年であることに着目し、長期的かつ総合的な調査を行う目的で設けられた参議院独自の機関である。調査会制度は、参議院改革の一環で、「調査特別委員会」⁵を拡充強化する機関として、第104回国会（昭和61年5月）において、国会法及び参議院規則の改正により創設された。

調査会は、1期を3年として設置され、参議院議員の半数の任期満了日まで存続する。そして、国政の基本的事項について、長期的かつ総合的な調査のため、主に①参考人からの意見聴取、②政府からの説明聴取、③内閣・官公署等への資料要求、④委員間の意見交換、⑤小委員会の設置、⑥公聴会の開会、⑦法律案の提出、⑧調査事項に関する法律案の委員会提出の勧告⁶、⑨委員派遣による現地調査等、様々な調査活動を行うことができる。

また、調査の報告として、調査会長は、調査事項について調査の経過及び結果を記載した報告書を議長に提出する⁷。また、調査の経過及び結果について、本会議において口頭報告する例となっている。具体的には、通常、1年目及び2年目の常会会期末に報告書（中間報告）を、3年目の常会会期末に報告書（最終報告）を、それぞれ議長に提出するとともに、その都度、調査会長が本会議で報告を行っている。

3. 資源エネルギー関係調査会のこれまでの主な経過

調査会制度の発足以来、資源エネルギー関係調査会としては、産業・資源エネルギーに関する調査会（第1期～第3期、以下「産業・資源エネルギー調査会」という。）、資源エネルギーに関する調査会（第11期及び第12期、以下「資源エネルギー調査会」という。）、資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会（第13期及び第14期、以下「資源エネルギー・持続可能社会調査会」という。）が設置されてきた（次頁図表参照）。

以下のこれまでの主な経過については、本会議における調査会長の口頭報告、中間報告及び最終報告の報告書等を基にしている。

（1）産業・資源エネルギー調査会⁸

ア 第1期【第106回国会（昭和61年7月）～第114回国会閉会後（平成元年7月）】

我が国は、資源エネルギーの賦存量が極めて乏しく、その大半を海外に頼り、産業経済の発展、国民生活の維持のために安定供給の確保が基本的な命題となっていた。特に

⁵ 調査特別委員会は、6年という参議院議員の任期に着目し、長期的かつ総合的観点からの調査を行うための機構を特別委員会制度の枠内に設けようとするもので、昭和58年7月の第99回国会において、国民生活・経済に関する調査特別委員会と外交・総合安全保障に関する調査特別委員会が設置された。この調査特別委員会は、調査会の前身とされている。なお、エネルギー問題については、エネルギーに関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、第41回国会（昭和37年8月～）にエネルギー対策特別委員会が初めて設置された。その後はしばらく設置されず、第91回国会（昭和54年12月～）以降、第104回国会（昭和60年12月～）まで設置された。

⁶ 参議院規則第80条の6第1項では、調査会は、調査事項に関し、法律案の委員会提出を勧告することができる、となっている。これは、調査会が調査の結果として法律案を提出すべしとの結論に至った場合でも、国政全般を網羅するよう所管を定めている委員会制度の趣旨と当該所管委員会の法律案の提出権を尊重する見地から、まずは勧告を行うにとどめることが適当だからである、との指摘がある。佐藤吉弘『注解 参議院規則（新版）』（財団法人参友会、平成6年）184頁

⁷ 参議院規則第80条の4第1項では、調査会は、調査事項について、調査の経過及び結果を記載した報告書を作り、調査会長からこれを議長に提出するものとする、となっている。

⁸ 産業・資源エネルギー調査会では、産業分野と資源エネルギー分野に分けて、調査を行った。

図表 資源エネルギー関係調査会

期	調査会名	調査テーマ等	設置期間	調査会長	委員数
第1期	産業・資源エネルギーに関する調査会	1年目:資源・エネルギーに関する諸問題(注1) 2年目:資源に関する諸問題、エネルギーに関する諸問題(注2) 3年目:国際化の中の資源エネルギー問題	自 昭61. 7.22 至 平元. 7. 9	浜本 万三君(社会) 大木 正吾君(社会) 松前 達郎君(社会)	25
第2期	産業・資源エネルギーに関する調査会	エネルギー需給構造の問題点と今後のあり方	自 平元. 8. 7 至 平 4. 7. 7	小山 一平君(社会) 田 英夫君(社会)	25
第3期	産業・資源エネルギーに関する調査会	21世紀に向けての産業・資源エネルギー政策の課題	自平 4. 8. 7 至平 7. 7.22	浜本 万三君(社会) 櫻井 規順君(社会) 三重野 栄子君(社会)	25
第11期	資源エネルギーに関する調査会	新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像	自 平28. 9.26 至 令元. 7.28	金子 原二郎君(自民) 鶴保 庸介君(自民)	25
第12期	資源エネルギーに関する調査会	資源エネルギーの安定供給	自 令元.10. 4 至 令 4. 7.25	宮沢 洋一君(自民)	25
第13期	資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会	資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和	自 令 4.10. 3 至 令 7. 7.28	宮沢 洋一君(自民)	25
第14期	資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会	脱炭素時代における資源エネルギー戦略と持続可能社会の実現	自 令 7.10.21	木戸口 英司君(立憲)	20

(注1) 具体的には、「エネルギー需給見通しとエネルギー対策の基本的方向」、「石炭問題」となっている。
(注2) 具体的には、「資源問題」、「長期エネルギー需給見通し」、「石炭問題」、「ペルシャ湾における我が国タンカーの航行の安全対策」となっている。
(出所) 第三特別調査室作成

石油への依存度が高いため、第1次石油ショック⁹により石油の供給及び価格の不安定性が認識され、石油代替エネルギーの開発・導入が積極的に行われるようになった。また、経営環境が厳しい状況にあった国内炭問題は、円高基調もある中で内外価格差の拡大等を背景に一段と厳しさを増し、炭鉱閉山等大きな試練に直面していた。

このため、産業・資源エネルギー調査会は、1年目は、資源・エネルギーに関する諸問題に関し、「エネルギー需給見通しとエネルギー対策の基本的方向」、「石炭問題」について、調査を行い、特に経営環境が厳しい国内炭問題に関し「石炭政策の確立に関する決議」¹⁰を行った。また、昭和58年11月に策定された「長期エネルギー需給見通し」の目標数値は、実態と乖離する見込みであったため、中長期的エネルギー需給についての確かな見通しを策定することが重要との観点から、「長期エネルギー需給見通し」の改定に当たり、次頁の6つの提言を行った。これは、当初は目標数値を上回るエネルギー需要の伸びを示したが、至近年はほぼ横ばいの需要であることや、世界的に石油情勢は比較的安定しているがなお流動的であり、近い将来エネルギー需給のタイト化が見通され、再度の石油ショックの可能性も秘めていること、を受けたためであった。

⁹ 昭和48年10月に勃発した第4次中東戦争を契機に、OPEC（石油輸出国機構）が原油の供給制限と輸出価格の大幅な引き上げを行い、国際原油価格が3カ月で約4倍に高騰した。

¹⁰ 経営環境が厳しさを増す中、政府に対し、緊急対策として石炭鉱業の安定、雇用の確保及び産炭地域の振興の観点から6点について適切な処置を講ずべきとした。参議院産業・資源エネルギーに関する調査会「産業・資源エネルギーに関する調査報告」（昭和62年5月）61～63頁

長期エネルギー需給見通しについて 提言骨子

- ①石油については、改定により需給量の増加は行わず、現行目標以下とすること。
- ②原子力については、安全上の問題に十分留意し、かつ、国民的合意を配慮しつつ、実情に即した目標とすること。
- ③石炭については、国内炭の将来の方向を十分に検討すること。
- ④LNGについては、特に都市ガス用の需要量について十分検討すること。
- ⑤水力及び地熱については、出力量にこだわることなく、遠隔地などにおける貴重な中小電源としての特性を十分考慮した目標とすること。
- ⑥新エネルギーその他については、近年における技術開発の結果及び今後の開発予測を十分検討し、これらを織り込むこと。

2年目は、資源に関する諸問題、エネルギーに関する諸問題に関し、「資源問題」について、政府からの説明聴取と質疑を行い、「長期エネルギー需給見通し」、「石炭問題」、「ペルシャ湾における我が国タンカーの航行の安全対策」について、政府、参考人に質疑を行った。

最終年の3年目は、国際化の中の資源エネルギー問題に関し、参考人からの意見聴取と質疑を行った。

こうした調査結果を踏まえ、最終年の3年目において、「我が国産業・資源エネルギーの今後の課題と政策的対応」として9項目の提言を行った。このうち、資源エネルギー関係では4項目の提言があり、政府に対し長期的かつ総合的観点からより一層積極的な対応を行うよう希望するとした。

資源エネルギー政策への対応 提言骨子

- ①将来の資源安定供給の確保に努める
- ②総合エネルギー政策を国民的合意を求めつつ推進する
- ③石炭政策の積極的な推進を図る
- ④国際化の中での資源エネルギー政策の積極的な推進を図る

提言①について、我が国が鉱物資源の多くを海外からの輸入に依存し、必要な資源の安定供給は資源政策の至上命題である、しかし当時の現状は、非鉄金属の国内価格が国際相場に連動し、円高の進行により国内鉱業が大きな打撃を受け、主要鉱山の閉山が相次ぐ状況であったことなどを踏まえ、国内既存鉱山の活性化、国内資源の積極的な探鉱開発等貴重な国内資源の活用、政府開発援助資金の活用等による海外における資源対策の充実や、レアメタル、海底鉱物資源等新しい有望な鉱物の開発推進に努める、とした。

提言②について、産業経済活動と国民生活においてエネルギーの安定供給は基本的な課題で、国産エネルギーが乏しい我が国にとってエネルギーの安定供給は基本的な命題であるため、エネルギー需給見通しを実態に適切に対応させ、供給源の多様化等石油の安定供給対策、石油代替エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進という総合エネルギー政策を国民的合意を求めつつ推進を図る、とした。

提言③について、石炭見直し論の中、石炭鉱業の大規模な縮小は炭鉱自体の存立を危うくするだけでなく、閉山、生産規模縮小による大量の離職者の発生と産炭地域経済の疲弊をもたらすなど深刻な問題が起きることが懸念されるため、厳しい経営環境にある国内石炭鉱業について、適切な石炭鉱業合理化対策の推進、実情に即した炭鉱離職者対

策の実施、産炭地域振興に関するきめ細かな施策の実施等、石炭政策の積極的な推進を図る、とした。

提言④について、エネルギー需要の増勢と供給制約の高まりによる国際情勢の新たな段階を迎え、各国との多角的な国際協力等、国際化の中での資源エネルギー政策の検討が必要となっていたこと等を踏まえ、エネルギー政策の国際協力の進展、環太平洋地域における新技術協力への積極的対応、炭酸ガス、酸性雨など地球環境問題への対応など、国際化の中での資源エネルギー政策の積極的な推進を図る、とした。

イ 第2期【第115回国会（平成元年8月）～第123回国会閉会後（平成4年7月）】

我が国の産業・資源エネルギーをめぐる内外の情勢は、日米構造協議¹¹において指摘される我が国の経済構造問題のほか、イラクによるクウェート侵攻¹²に伴う中東湾岸危機の発生、地球環境問題、長期エネルギー需給見通しの改定、第9次石炭政策¹³に係る答申及び国内石炭問題等に直面していた。

このため、産業・資源エネルギー調査会は、1年目は産業問題、2年目に資源エネルギー問題をそれぞれ取り上げて調査を行うこととした。なお、1年目には当面の石炭対策に関する決議¹⁴を行った。

2年目では、「エネルギー需給構造の問題点と今後のあり方」を調査テーマとし、政府からの説明聴取と質疑、参考人からの意見聴取と質疑を行い、我が国におけるエネルギーの継続的かつ安定的供給の確保、湾岸危機及び地球温暖化問題に関連した諸問題のほか、第8次石炭政策¹⁵終了後の石炭鉱業政策の進め方等について調査を行った。

最終年の3年目では、経済成長の進展に伴うエネルギー需要の増加傾向及び地球温暖化等をめぐる国際的動向に対応した「我が国のエネルギー需要及び新エネルギーの将来展望」について、委員間の意見表明を行った。なお、意見表明に先だち、1、2年目の中間報告後の現状等について、政府からの説明聴取と質疑を行った。

こうした調査結果を踏まえ、最終年の3年目において、「我が国経済構造・エネルギー問題の課題と政策的対応」として5項目の提言を行い、政府による長期的かつ総合的観点からの積極的対応を期待するとした。このうち、資源エネルギー関係では3項目の提言があった。

¹¹ 平成元年から始まり、日米間の貿易不均衡を是正するために、日米の市場構造や日本の市場開放を話し合う協議で、日本の土地税制や流通規制などの見直しが議題となった。

¹² 1990年8月、イラクのサダム＝フセイン政権が突如隣国クウェートに侵攻し、占領したが、国連安保理決議で撤退を要求された。1991年1月には、クウェートから撤退しないイラクと、米国主導で結成された多国籍軍との間で、湾岸戦争が勃発した。

¹³ 第8次石炭政策（昭和62年度～平成3年度）、その後の第9次石炭政策（平成4年度～13年度）は、国内石炭産業の構造調整の最終段階として位置付けられる。基本的に構造調整対策、産炭地域振興対策、炭鉱労働者雇用対策及び鉱害対策等の各施策が実施されたが、平成13年度末をもって終了となった。

¹⁴ 炭鉱の閉山の集中等の事態を回避するため、政府に対し、石炭鉱業の経営の現状に即応した総合的な施策や、過剰貯炭の速やかな解消への積極的な努力等7点について適切な措置を早急に講ずべきとした。参議院産業・資源エネルギーに関する調査会「産業・資源エネルギーに関する調査報告」（平成2年6月）7～9頁

¹⁵ 前掲脚注13参照

- | |
|--|
| ①省エネルギー対策の拡充・強化
②地球温暖化防止対策の充実
③石炭政策の総合的な推進 |
|--|

提言①について、我が国におけるエネルギー需要は、好調な景気、比較的低廉なエネルギー価格で推移したことを背景に大きく伸びたものの、エネルギー需要の増大はエネルギー需給の逼迫化による資源制約を高めつつ、地球環境保全にも重要な影響を与える可能性があるため、省エネルギー政策の一層の充実・強化を図る必要がある。しかし、省エネルギーは、化石エネルギーの使用に伴う二酸化炭素等の排出を原因とする地球温暖化問題等の対応も考慮し、一定の経済成長を維持しつつ、エネルギー使用量を抑制するという視点が重要である。このため、産業部門では、生産設備、生産工程等により一層の省エネルギー努力を継続するとともに、熱源の段階的有効利用等を始めとするエネルギー利用システムの効率化及び未利用エネルギーの有効利用に関する技術開発等に積極的に取り組む必要がある。民生部門では、省エネルギー型住宅に係る技術開発の推進・普及、ヒートポンプ等省エネルギー機器の技術水準の向上及び家庭電化機器のエネルギー効率向上のための技術開発を進める必要がある等、とした。

提言②について、化石燃料の燃焼による二酸化炭素等を中心とした温室効果ガスの排出量が急速に増大しつつあり、このまま放置した場合、対応不可能な地球温暖化が進行し、将来回復困難な環境変化をもたらすおそれがあるとしたが、二酸化炭素の排出抑制は、各国の経済発展に直接影響を及ぼす問題であり、経済成長との調和を配慮しつつ効果的な対策を講ずる必要がある。一方、エネルギー政策の面から、エネルギー需要の最大限の抑制及び非化石エネルギーの開発・導入など環境調和型のエネルギー需給構造の構築を積極的に推進する必要がある。また、地球温暖化対策として、気温上昇に著しい影響を与える二酸化炭素排出に係る固定化技術等の開発等国際協調の下に新技術の普及・具体化を推進することが不可欠である等、とした。

提言③について、我が国における貴重なエネルギー資源としての国内炭は、輸入炭に対して価格競争力を失い、大幅な生産縮小合理化措置を余儀なくされ、炭鉱自体の存立が危うくなるだけでなく、離職者の発生と産炭地域経済の疲弊をもたらすなど、深刻な問題が進むことが懸念されるため、第8次石炭対策終了後の新しい石炭対策は、産炭地域経済を守り、離職者の雇用機会を確保するなど、総合的な見地から推進する必要がある等、とした。

ウ 第3期【第124回国会（平成4年8月）～第132回国会閉会後（平成7年7月）】

この時期の我が国の産業・資源エネルギーをめぐる情勢は、国際化等に伴う産業構造変化への対応、継続する円高進行と産業空洞化の懸念、内需主導型経済と新産業の創出・育成、エネルギー利用の効率化対策、地球環境問題と新エネルギーの供給体制等の課題に直面していた。

このため、産業・資源エネルギー調査会は、「21世紀に向けての産業・資源エネルギー

政策の課題」を3年間の調査テーマに設定した。このうち、資源エネルギー問題では、年次別のテーマとして、1年目は「エネルギー需給の見通しと省エネルギー対策」、2年目は「エネルギー供給の課題と対策」とし、最終年の3年目は「エネルギーの有効利用と新エネルギーの開発」等を加え、参考人からの意見聴取と質疑、政府からの説明聴取と質疑、委員間の意見表明及び自由討議等を行った。

また、1年目、2年目にはそれぞれ提言を行うとともに、調査の過程において、新エネルギーシステムの導入促進に関する施策等について立法化の検討が提唱され、新エネルギーシステムの導入の促進に関する法律案大綱（素案）を整理し、関係省庁からの意見を聴取したが、引き続き検討を深め、成果を得るよう努力することとなった。

こうした調査を踏まえ、最終年の3年目において、政府に対し政策的対応を求めるものとして12項目の提言を取りまとめ、早急に国政に反映されるよう期待するとした。このうち、資源エネルギー関係では6項目の提言があった。

1年目、2年目及び3年目の提言については、以下のとおりとなっている。

1年目 エネルギー需給の見通しと省エネルギー対策 提言骨子

- | |
|---------------------------------|
| ①省エネルギーに関する教育・啓蒙
②地域熱供給事業の推進 |
|---------------------------------|

提言①について、省エネルギー・省資源や環境保全を国民の生活様式として定着していくことが喫緊の課題となっているため、省エネルギーに関する教育の一環として、省エネルギー・モデル校制度等を創設し、各種省エネルギー機器の設置等により実地教育の成果の向上を図るとともに、あわせて省エネルギー型生活様式の展示施設の整備を通して広く国民へその啓蒙及び普及を図るべき、とした。

提言②について、エネルギーの効率的利用と地球温暖化防止の観点から、特に当時の都市再開発あるいは大規模住宅地開発事業の活発化に伴い、地域熱供給事業の拡充の要請が強いが、同事業の施設整備の初期投資が膨大なものとなり、円滑な進行を阻害する要因となる面もあるため、助成策の一層の拡充を図る必要がある等、とした。

2年目 21世紀に向けてのエネルギー供給の課題と対策 提言骨子

- | |
|---|
| ①太陽光発電設備の普及促進
②ごみ発電の一層の推進
③原子力安全に係る情報開示制度の整備
④エネルギー技術に係る高等教育及び基礎研究体制の整備
⑤省エネルギー・省資源型社会形成白書の作成 |
|---|

提言①について、長期エネルギー需給見通しにおける新エネルギー導入の目標実現の方策として、太陽光発電の大量導入が提唱されたが、発電コストの低減が大きな課題であり、その解決方法として量産化が一つの鍵であるため、一般住宅用太陽光発電設備に対する補助制度の拡充と共に、住宅金融公庫や日本開発銀行の政策金融の活用や税制特例措置の創設等を検討していく必要がある、とした。

提言②について、ごみ焼却施設における余熱利用としての発電は積極的に行われ

一方で、ごみの埋め立て等の処分が限界に近づく中、その焼却処分の促進が急務であるとした。また、ごみ発電の安定した電力供給が可能であり、電力会社の積極的な協力も得られると期待されるため、発電原価の高いごみ発電の導入の促進策として、発電コストを考慮した売電価格の見直しの検討や各般の財政支援の拡充が必要である、とした。

提言③について、原子力発電の選択の検討にあたり、国民個々の主体的な判断・選択が反映される仕組みとともに、原子力の安全性確保が世界共通の課題となりつつある中、安全審査の適確性・透明性の確保を図るため、原子力安全に係る情報開示制度を整備する所要の立法措置を講ずる必要がある、とした。

提言④について、エネルギー総合科学技術に係る教育の重要性の認識が高まっており、特に大学・大学院における高等教育の体系化・強化が求められるが、理工系離れが常態化する中、若者が意欲的に取り組めるよう事態の改善を図るため、政府は、エネルギー技術関係高等教育の現状と課題について、基礎調査を行い、その調査結果を踏まえて所要の施策を検討していく必要がある等、とした。

提言⑤について、省エネルギー型の交通体系や都市構造の構築、ごみ発電等未利用エネルギーの活用等21世紀に向けた社会システムの構築が求められるが、その実現には産業政策や消費者を含む社会生活等の広い政策分野に及ぶため、政府において、省エネルギー・省資源型の「持続的発展可能な社会」の形成に向け、その進展状況と課題をとりまとめ、白書として公表する必要がある、とした。

3年目 21世紀に向けての資源エネルギー政策の課題 提言骨子

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①省エネルギー対策の推進と国民意識の啓蒙②エネルギー供給体制の整備③公共施設、都市整備及び住宅建設等への新エネルギー・システムの導入促進④エネルギー・資源リサイクルに向けた廃棄物発電の推進⑤原子力発電における耐震性等の安全及び危機管理対策の推進⑥利用拡大が進む天然ガスの供給体制の整備 |
|---|

提言①について、長期的なエネルギー需給の安定化には、省エネルギー対策の強力な推進が不可欠であるとし、社会システムを考慮し、エネルギー利用効率の向上に資する省エネルギー型都市の建設、廃熱の多段階利用の研究、住宅断熱材の普及及び国民生活における省エネルギー意識の啓蒙等を図ることが重要である、とした。

提言②について、我が国の長期的かつ総合的なエネルギー対策を確立するため、エネルギー需要の伸びに対応した適切なエネルギー供給体制の整備を図ることが必要であるとし、あわせて、二酸化炭素排出を要因とする地球環境問題に対応するため、エネルギーに関する総合的な教育等を通じて国民の理解を求めるとともに、グローバルなエネルギー対策に資する技術協力等国際協力に努めることが重要である、とした。

提言③について、国民生活の向上に伴うエネルギー需給の逼迫化、化石燃料の消費増大による地球の環境汚染、及び災害時におけるエネルギーの安定的な供給に資するため、国及び地方公共団体は、公共施設、都市整備及び住宅団地並びに個人住宅等を対象に、

新エネルギー・システム（太陽光発電、コージェネレーション¹⁶、熱供給等）の導入を促進・奨励し、その体制の整備とともに、国民生活における新エネルギー・システムの普及についても、国民の理解と協力を求めることが重要である、とした。

提言④について、我が国のごみ焼却施設に発電施設を併設しているものは一部であり、一定規模以上の地方公共団体において、資源エネルギー面のリサイクルを図るため、公共投資として廃棄物発電の導入推進対策の充実を図ることが重要である、とした。

提言⑤について、原子力の開発利用が進む中、既に大きな比重¹⁷を占める原子力発電施設及び核燃料加工、再処理及び廃棄施設等の安全性の確立は不可欠な条件となっているため、これらの施設の立地、設計、施工、運転に係わる厳格な安全の確立が一層図られるよう、地震対策を含む安全指針の一層の整備、事故、トラブルの調査等各種安全施策の充実・強化を図ることが重要である、とした。

提言⑥について、天然ガスは二酸化炭素の排出量が少なく、環境上優れたエネルギーとしてその利用拡大が見込まれ、天然ガスをLNG化して利用増大が進むが、さらに、天然ガス供給体制の充実のため、日本列島ガスパイプライン構想の立法化を含めて体制整備を進めることが重要である、とした。

（２）資源エネルギー調査会

ア 第11期【第192回国会（平成28年9月）～第198回国会閉会後（令和元年7月）】

資源エネルギー調査会は、以下のような問題意識¹⁸を指摘し、3年間の調査テーマを「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」とした。

エネルギー政策について、いかなる国においても国民生活に大きな影響を与えるもので、その安定供給は国が担うべき最重要政策課題と位置付けられる。世界有数のエネルギー消費大国である我が国は、その供給の大半を海外に依存し、バランスの取れたエネルギー供給への転換と安定的な供給確保が求められる。また、地球温暖化が一刻の猶予もない人類共通の課題とされ、国際的にも温室効果ガスの排出削減に向けた取組が進められ、我が国も着実に実行していく必要があり、再生可能エネルギーの普及促進や省エネの推進が求められる、とした。

鉱物資源について、国民生活の必需品にレアアースが用いられ、その安定供給が求められており、開発途上国での資源ナショナリズムの動きや、資源国が外交カードとして利用する動きもある中で、我が国産業の健全な発展と国民生活の安定向上のためにも、資源の安定確保が至上命題であるとした。

こうした問題意識を踏まえ、1年目において、「資源エネルギー情勢と我が国の対応」の調査項目の下、資源エネルギーをめぐる国際情勢、資源エネルギーと我が国の課題、資源エネルギーの安定確保についての参考人からの意見聴取と質疑、政府からの説明聴

¹⁶ コージェネレーションシステムのことを指し、1つの燃料から「熱」と「電気」の2つのエネルギーを同時に作り出すシステムで、熱と電気を同時に生成するため、「熱電併給システム」とも呼ばれる。

¹⁷ 「原子力発電については、国内の電力供給の約30%を占める」。参議院産業・資源エネルギーに関する調査会「産業・資源エネルギーに関する調査報告」（平成7年6月）56頁

¹⁸ 第193回国会参議院本会議録第29号11頁（平29.6.2）

取と質疑、委員間の意見交換を行った。

2年目は、「我が国の資源エネルギー戦略」の調査項目の下、資源エネルギーの安全保障、再生可能エネルギー、資源エネルギーをめぐる諸問題についての参考人からの意見聴取と質疑、政府からの説明聴取と質疑、委員間の意見交換を行った。

最終年の3年目は、「我が国資源エネルギーの展望」の調査項目の下、気候変動と資源エネルギー、資源エネルギーの安定供給についての参考人からの意見聴取と質疑、政府からの説明聴取と質疑、委員間の意見交換を行い、政府及び関係者に要請を行うものとして、資源エネルギー問題等を解決するためには社会全体の技術革新を実現することが必要であることから、技術革新の実現に向けて強化すべき研究開発として取り組むべき主な項目に関する5項目の提言を取りまとめた。

技術革新の実現に向けて強化すべき研究開発として取り組むべき主な項目 提言骨子

- | |
|---|
| ①経済発展と温室効果ガス排出量削減の両立
②エネルギー分野におけるIOTやAI等新技術の更なる活用
③地域における再生可能エネルギー導入
④水力発電の更なる活用
⑤海洋資源エネルギー開発 |
|---|

提言①について、地球温暖化問題の解決は喫緊の課題であり、そのためには、経済発展と温室効果ガス排出の相関を断ち、その両立を実現可能とする研究開発が必要である、とした。

提言②について、エネルギーの効率的利用を実現するためには、スマートメーター¹⁹等のIOTを用いて収集した電力需給データをAIが分析して最適解を示すこと²⁰等を可能とするための研究開発が必要である、とした。

提言③について、エネルギーの自給率向上への効果的な取組として、地域の創意工夫を活かせる再生可能エネルギーの導入やスマートコミュニティ²¹の取組等を促進するための研究開発が必要である、とした。

提言④について、環境に優しく安定供給に資する国産エネルギーである水力発電については、各省庁の縦割りの枠を外して全てのダムをエネルギーに利用すること²²や、出力が不安定な再生可能エネルギーの調整力としての活用、さらに小水力発電の導入の促進を容易にするための研究開発が必要である、とした。

提言⑤について、レアメタル、メタンハイドレートやメタンブルーム等、日本のEE

¹⁹ 記録型計量器とも呼ばれ、通信機能がついた電力計のことを指す。自動で電力量データを計測・記録し、電力会社へ送信できる。

²⁰ エネルギー分野におけるIOT (Internet of Things) とAIは、エネルギーの生成、供給、消費を最適化し、効率化するための重要な技術を指す。IOTはセンサーを備えた機器をインターネットに接続し、リアルタイムでデータを収集・監視・制御することを可能にし、AIはその膨大なデータを分析して予測や意思決定を支援する。

²¹ 環境問題への配慮と快適な生活を両立するため、再生可能エネルギーなどの新エネルギーや省エネルギーに関する施策と高度な情報通信技術 (ICT) を取り入れた次世代の社会システム、環境配慮型都市を指す。

²² 全てのダムに発電機を付ける、ダムの運用変更等全て今あるダムを徹底的にエネルギーに使うべき旨の意見陳述があった。第196回国会参議院資源エネルギーに関する調査会会議録第4号6～7頁(平30.4.11)。

Z²³と領海に存する国産の海洋資源エネルギーの早期実用化のためには、その探査・回収に必要な新技術等を研究開発する必要がある、とした。

イ 第12期【第200回国会（令和元年10月）～第208回国会閉会后（令和4年7月）】

中東情勢を始めとするエネルギーをめぐる国際動向や、我が国の国民生活及び経済活動の基盤となるエネルギーの安定供給、再生可能エネルギー・新エネルギー、原子力発電、気候変動に関する内外の取組等の現状と課題を踏まえ、資源エネルギー調査会は、3年間の調査テーマを「資源エネルギーの安定供給」と決定した。

1年目は「エネルギーの安定供給」の調査項目の下、中東情勢など、エネルギーをめぐる国際動向、我が国のエネルギーの安定供給についての参考人からの意見聴取と質疑、政府からの説明聴取と質疑、委員間の意見交換を行った。

2年目は「資源の安定供給等」の調査項目の下、資源の地域偏在などを巡る国際動向、資源開発の新たな可能性、コロナ後及びカーボンニュートラルに向けての新しいエネルギー政策についての参考人からの意見聴取と質疑、政府からの説明聴取と質疑、委員間の意見交換を行った。

最終年の3年目は、「資源エネルギーの持続可能性」の調査項目の下、資源エネルギー分野のイノベーション、資源エネルギーの安定供給実現への提言、ロシアによるウクライナ侵略の我が国エネルギー環境・政策に与える影響についての参考人からの意見聴取と質疑、政府からの説明聴取と質疑、委員間の意見交換を行い、政府及び関係者に要請を行うものとして、資源エネルギーの安定供給の確保とカーボンニュートラルの両立に関する7項目の提言を取りまとめた。

資源エネルギーの安定供給の確保とカーボンニュートラルの両立 提言骨子

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①カーボンニュートラル実現に向けた資源エネルギーの在り方②立地に寄り添った施策を国民理解とともに進めることの重要性③化石燃料の安定供給の確保④鉱物資源の安定供給の確保⑤イノベーションの実現⑥省エネルギーの一層の推進⑦人材育成の在り方 |
|--|

提言①について、発電に関し、脱炭素に向けた石炭火力、石油火力からLNG火力への転換や高効率化等の技術開発を進め、更に再生可能エネルギーの出力安定に求められる蓄電池の開発促進、洋上風力発電、地熱発電、国産材を活用した木質バイオマス発電の本格導入等を促進するべきである。また、自動車や航空機、船舶の燃料といった発電以外の分野については、車両のEV化、水素の利活用、合成燃料やバイオ燃料の導入等を進めるべきである。さらに、まずは脱炭素の達成のための取組が不可欠だが、資源エネルギー全体としての環境負荷低減にも配慮していくべきである、とした。

²³ 排他的経済水域のことで、沿岸国が、その範囲内において、天然資源の探査・開発などを含めた経済的活動についての主権的権利と、海洋の科学的調査、海洋環境の保護・保全等についての管轄権を有する水域。領海基線（領海の幅を測定するための基となる線）から200海里（約370km）を越えない範囲内で設定できる。

提言②について、太陽光発電では土砂流出や濁水の発生、景観への影響等、風力発電では超低周波音等による騒音、バードストライク、海洋環境への影響への懸念等、様々な問題が起きている。原子力発電については、実効性のある避難計画や原子力避難道は、電源立地の安全確保の大前提であるとし、また、使用済燃料の最終処分地が決まらなければ立地における使用済燃料貯蔵、そして立地の負担は続いてしまうため、まず立地に寄り添ったものでなければならない。そのためには、国民の不信や不安を払しょくするために必須となる客観的な情報の適切な形での公開や、国民の関心の度合い等の多寡によらず十分理解できるよう丁寧かつ十分な説明をしていくべきである、とした。

提言③について、化石燃料の重要性はカーボンニュートラル実現への取組次第で変化していく可能性はあるが、当面、日本にとっても重要である。また、ウクライナ情勢に鑑み、エネルギーの脱ロシア化も重要であるとし、そのため、化石燃料の安定供給の確保に向けて戦略的に取り組むべきである等、とした。

提言④について、レアメタル等の鉱物資源を海外に依存する日本として、鉱山権益の確保による供給源の多角化や製錬工程を含むグローバルサプライチェーンの強靱化、国際ルールづくりへの積極的な関与といった資源外交の充実、さらに国家備蓄の充実等、その安定供給を図るべきである等、とした。

提言⑤について、イノベーションの実現は、資源エネルギーの安定供給の確立とカーボンニュートラル実現の鍵ではあるが、その実現は容易でない。日本の技術がその有する潜在力を最大限に発揮し世界をけん引していくには、イノベーション実現に向けた多様な研究開発の創意工夫からビジネス展開まで見据え、戦略的に支援していくべきである。また、ペロブスカイト型太陽電池²⁴のような世界に誇る技術で世界に打って出るため、イノベーション関連の国際ルール策定へ関与を強めるべきである、とした。

提言⑥について、省エネルギーは、1970年代のオイルショックを契機にこれまで取り組まれてきたが、一層これを積極的に進めなければならず、国民一人一人の意識改革や消費削減の促進とともに、地域の国産材の活用を含むネット・ゼロ・エネルギー・ハウス²⁵の導入促進や輸送効率化等、各般にわたるエネルギー使用の合理化を図るべきである、とした。

提言⑦について、これまで日本で培われた発電技術を始めとする様々な技術成果を確実に継承していくため、後継者育成への取組を確実に進めていく必要があり、人材育成と産業育成とを共に進めていく重要性に留意するべきである。また、大学や企業等の研究の場だけでなく、国際ルールの策定の場で日本に有利なルールの策定に取り組む交渉担当者等の重要性も踏まえ、戦略的に人材育成を進めていくべきである、とした。

(3) 資源エネルギー・持続可能社会²⁶調査会

²⁴ ペロブスカイト結晶構造を持つ物質を発電層に利用した次世代型の太陽電池で、最も普及しているシリコン系太陽電池と比べ、薄くて、軽く、柔軟であるため、設置が難しい場所にも導入できるとして期待が高い。

²⁵ net Zero Energy House (ZEH) はエネルギー収支をゼロ以下にする家のこと。家庭使用のエネルギーと、太陽光発電などのエネルギーをバランスして、1年間の消費エネルギー量を実質ゼロ以下にする家。

²⁶ 「持続可能社会」の趣旨については、参議院改革協議会報告書において、「世界だけでなく日本もまた将来

ア 第13期【第210回国会（令和4年10月）～第217回国会閉会後（令和7年7月）】

ウクライナ情勢やポストコロナにおける国際情勢、電力の安定供給を始めとする国内情勢、脱炭素社会への道筋、環境と資源エネルギーの関係、国民・住民と資源エネルギーとの関わり等の現状と課題を踏まえ、資源エネルギー・持続可能社会調査会は、3年間の調査テーマを「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」と決定した。

1年目は「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」の調査項目の下、ロシアのウクライナ侵略による新たな局面と資源エネルギー情勢、資源エネルギーの新たな局面と日本への影響、エネルギーや気候変動などSDGsをめぐる日本の情勢についての参考人からの意見聴取と質疑、政府からの説明聴取と質疑、委員間の意見交換を行った。

2年目は「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理」の調査項目の下、エネルギー安全保障の確立に向けた論点、脱炭素社会の実現に向けた論点及び資源エネルギー分野のイノベーションについての参考人からの意見聴取と質疑、政府からの説明聴取と質疑、委員間の意見交換を行った。

最終年の3年目は、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた戦略」の調査項目の下、エネルギー安全保障の確立に向けた方策、脱炭素社会の実現に向けた方策についての参考人からの意見聴取と質疑、政府からの説明聴取と質疑、委員間の意見交換を行い、政府及び関係者に要請を行うものとして、8本の柱からなる提言を取りまとめた。

提言骨子

- ①エネルギー安全保障の確立
- ②脱炭素社会の実現に向けたエネルギー政策の在り方
- ③イノベーションの推進
- ④需要側の取組の推進
- ⑤循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行
- ⑥公正な移行
- ⑦持続可能社会の実現に向けた地域の取組
- ⑧人材の育成・確保

提言①について、再生可能エネルギーを始めとする国産エネルギーの導入拡大や省エネルギーの推進等、エネルギー自給率の向上に資する取組を一層進めるべきである。また、資源エネルギーの輸入先の動向把握を徹底し、調達先の多角化を進めるとともに、特定のエネルギー源に過度に依存しないエネルギーミックスを構築するなど、エネルギー安全保障を強化すべきである。さらに、気候変動等を背景に自然災害の激甚化・頻発化が進行していることから、自然災害による被害の最小化と早期の復旧・復興を可能とするエネルギーシステム強靱化の取組を一層行うべきである、とした。

提言②について、日本としては、引き続き脱炭素、エネルギーの安定供給確保、経済成長のバランスを取りながら施策を推進していくべきである。また、脱炭素化の取組は、

予測の不透明性が拡大し、様々なリスク要因が増大している。人類及び我が国の持続可能性を検討する機能が参議院にあってもよいのではないかと思う。」（下線部分は筆者加筆）との指摘がある。参議院改革協議会報告書（令和4年6月8日）70頁

産業構造や人々の暮らしの変化を伴うものであり、国民の理解がないと進まないため、エネルギー政策に関する情報公開を更に充実させるとともに、子供、若者を含む国民各層の意見を聴き、対話を行う機会を増やすべきである。一方、気候変動問題の解決は、日本だけの取組で実現できるものではなく、今後、日本が有する脱炭素の技術を世界に展開することを通じて、世界全体の脱炭素化に一層貢献すべきである等、とした。

提言③について、脱炭素社会の実現のためには更なるイノベーションが不可欠であり、日本として総力を挙げて取り組む必要があるとし、イノベーションには不確実性もあることを踏まえ、ペロブスカイト太陽電池など、社会実装が有望視される段階の技術に大胆に支援を行うことも検討すべきである。また、日本の技術が十分な国際競争力を獲得するためには、規格の国際標準化や市場のルール形成を日本が主導することが重要であり、これに戦略的に取り組むべきである。さらに、基礎研究から社会実装後の改良まで含めて、大学と産業界等の中で好循環が起きよう、産学官連携やオープンイノベーションを一層推進すべきである、とした。

提言④について、省エネルギーの取組を一層推進するとともに、低温熱を中心に熱需要の電化を促進するほか、水素を始めとする非化石エネルギー転換技術についても、供給側の技術開発のみならず、需要側の利活用を促進する制度整備や支援を行うべきである。家庭における省エネルギー対策では、既存住宅の断熱窓への改修等に係る支援など、人々が生活の快適性を維持しながら、無理なく実施できるような対策を拡充すべきである。電化の促進は、再生可能エネルギーの導入拡大を見据えて行い、調整力としてデマンドリスポンス²⁷を積極的に活用できる方策を検討する必要がある等、とした。

提言⑤について、資源や製品を循環的に利用する循環経済への移行は、脱炭素に寄与するだけでなく、経済安全保障の観点からも重要であるため、循環経済を促進する法制度整備や動静脈産業²⁸の連携推進、新たな資源循環ビジネスの育成等、循環経済への移行に向けた取組を着実に推進すべきである、とした。

提言⑥について、脱炭素社会の実現に向けて新しいビジネスや技術の創出が求められる一方、使われなくなる技術や製品・サービス、失われる仕事が出てくることは避けられないため、脱炭素社会への移行に伴う経済的不利益を回避して、社会・経済構造の転換から誰一人取り残さない公正な移行²⁹を実現すべきである等、とした。

提言⑦について、都市、農山漁村などの地域特性に応じて抱える課題が異なることを踏まえ、各地域の実情に応じた取組を実践していく必要があり、今後とも、地域に裨益し、市民の生活満足度を維持・向上させる地域脱炭素の取組をより一層推進していくべ

²⁷ 電力の供給量に合わせて需要側が調整を行うことを指す。需要側が電気の使用量を増減、使用時間帯をずらすなどして需要パターンを変化させることにより、電力の需要と供給のバランスを取ることができる。

²⁸ 原材料の調達から製品生産・販売までを担う「動脈産業」と、消費後の廃棄物を回収・リサイクル・処理する「静脈産業」を連携させ、資源循環型社会を構築することを指す。

²⁹ 環境問題の解決や対策を実施する上で、関係する産業分野に従事する労働者や産業の立地地域が取り残されず、公正かつ平等な方法により持続可能な社会へ移行することを目指す概念で、2015年12月の第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択の「パリ協定」前文に言及があり、SDGsの理念にも合致する。

きである。また、脱炭素先行地域³⁰の取組について、個々の事例で明らかになった課題等を十分に検証し、見直すべきは見直し、好事例は速やかに全国展開できるよう、必要な対応を図っていくべきである。あわせて、地域に再生可能エネルギーを導入する際には、景観や安全面等での悪影響を生じさせずに地域社会の持続可能性に貢献できる事業となるよう、引き続き必要な規律強化を進めていくべきである等、とした。

提言⑧について、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や、脱炭素イノベーションを加速する人材の育成・確保はもとより、水素や浮体式洋上風力発電³¹等に関する新しい製品・技術を社会実装する際には、日本が世界に誇るものづくりの分野における匠の技も必要であり、今ある技術を着実に継承できる環境整備を進めるべきである。一方、地域の脱炭素化を進めるためには、住民が気候変動問題やエネルギーに関する基礎的な知識を学ぶ機会を増やすほか、地域の若者が最先端の環境エネルギー技術を学び、その地域で活躍できる環境を整備することも必要である等、とした。

イ 第14期【第219回国会（令和7年10月）～】

ウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化等による地政学リスクの高まりを受けたエネルギー安全保障をめぐる環境変化と我が国の対応、景観や災害リスクに係るメガソーラー等の問題を含む再生可能エネルギーと地域との調和、脱炭素時代における資源エネルギー戦略と持続可能社会の実現等の現状と課題を踏まえ、資源エネルギー・持続可能社会調査会は、3年間を通じた調査テーマについて「脱炭素時代における資源エネルギー戦略と持続可能社会の実現」と決定した。1年目については、「国際情勢の変化とエネルギー安全保障」の調査項目の下、調査活動を進めることとなった。令和8年3月11日には、エネルギー安全保障をめぐる環境変化と日本の対応について、3名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った³²。

4. 原子力規制当局に対する監視

資源エネルギー調査会及び資源エネルギー・持続可能社会調査会においては、調査テーマに基づく調査活動とは別に、原子力規制当局に対する監視として、原子力規制委員長から原子力規制委員会の活動状況について説明を聴取し、質疑を行ってきている。これは、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会³³（以下「国会事故調」という。）の提言の中で、「規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。」³⁴とされたことを根拠とする。

³⁰ 2050年カーボンニュートラルに向け、家庭部門等の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等の温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。全国45道府県133市町村の102提案が選定されている（令和8年2月13日時点）。

³¹ 従来の着床式洋上風力発電は風車が海底に固定されているのに対し、浮体式は風車が基礎構造物となる浮体の上に固定されている。

³² 第221回国会参議院資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会会議録第1号（令8.3.11）

³³ 東京電力福島第一原子力発電所事故の原因究明のための調査・提言を行うために国会に設置された調査機関

³⁴ 国会事故調報告書の提言1 <<https://warp.ndl.go.jp/web/20121025094827/http://naiic.go.jp/blog/repo>

このため、参議院では、第184回国会（平成25年8月～）以降の原子力問題特別委員会、第189回国会（平成27年1月～）以降の東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会、第192回国会（平成28年9月～）以降の資源エネルギー調査会、第200回国会（令和元年10月～）以降の資源エネルギー調査会、第210回国会（令和4年10月～）以降の資源エネルギー・持続可能社会調査会及び第219回国会（令和7年10月～）以降の資源エネルギー・持続可能社会調査会において、原子力規制当局に対する監視を行ってきた。

5. おわりに

資源エネルギー関係調査会は、調査会制度の発足以降、通算で20年近く設置されてきた。これらの調査会では、資源の安定確保、エネルギー安全保障の強化、エネルギー需給構造の高度化といった課題について継続的に調査を行い、政策提言を積み重ねてきた。特にエネルギー源の多様化や省エネルギーの推進、新エネルギー・代替エネルギーの開発促進などについて、早い段階からその重要性を指摘してきた。また、気候変動問題への関心が高まる中、地球温暖化対策とエネルギー政策との両立についても先駆的な議論を行ってきた。これらの政策提言は、国のエネルギー政策の方向性に一定の影響を与えてきたと思われる。

令和8年2月28日に突如開始された米国とイスラエルによるイランへの攻撃により、イランの最高指導者等が殺害された。イラン側の報復として、ホルムズ海峡の事実上の封鎖や周辺諸国の石油施設等への攻撃が発生し、世界的なエネルギー危機と中東全域への戦火拡大が続く状況となっている。こうした中、今後の我が国の資源エネルギー政策においては、特に中東依存度の高い原油の調達先の一層の多角化や非中東地域からのLNG輸入枠の更なる拡大を進める必要がある。さらに、再生可能エネルギー及び安全性を前提とした原子力の活用を通じて、国産エネルギー比率の向上を図ることも重要な課題となっている。

現下の厳しい内外情勢を踏まえれば、資源小国である我が国にとって、今後とも、分野横断的かつ中長期的視点に立った資源エネルギー政策は重要であり、そのための調査活動が引き続き欠かせない。長期的かつ総合的な観点で、国政の基本的事項について熟議できる調査会としての積極的な活動、役割が一層期待される。

【参考文献】

佐藤吉弘『注解 参議院規則（新版）』（財団法人参友会、平成6年）

浅野一郎・河野久『新・国会事典』（有斐閣、平成15年）

（やました よしひろ）

rts/main-report/conclusionsandrecommendations/>。なお、衆議院では、国会事故調の提言を受けて、第183回国会（平成25年1月～）以降、第218回国会（令和7年8月～）まで（ただし、召集日に衆議院が解散された第194回国会（平成29年9月）は除く。）、各国会の会期の始めに、原子力に関する諸問題を調査するための「原子力問題調査特別委員会」が設置された。また、第219回国会（令和7年10月～）以降（ただし、召集日に衆議院が解散された第220回国会（令和8年1月）は除く。）においては、「東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会」が設置されている。さらに、国会事故調の提言を受け、第193回国会（平成29年5月）の原子力問題調査特別委員会理事会で、同委員会の活動等で専門的見地から助言を得るため、「アドバイザー・ボード」の設置が決定され、同国会以降（第194回及び第220回を除く。）、設置されている。